



## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人かわむら 内科	長崎県北松浦郡佐々町市場免7 番地1	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年11月26日 令和2年度決算の決定

令和4年9月28日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (7) その他

様式 3 - 3

法人名 医療法人かわむら内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1

貸 借 対 照 表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	199,153	I 流動負債	35,741
II 固定資産	212,042	II 固定負債	215,109
1 有形固定資産	134,481	負債合計	250,850
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	77,561	科 目	金 額
		I 資本剰余金	0
		II 利益剰余金	150,845
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	150,845
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	9,500
		純資産合計	160,345
資産合計	411,195	負債・純資産合計	411,195

様式 4 - 2

法人名 医療法人かわむら内科  
 所在地 長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書  
 (自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	239,447
2 事業費用	216,244
本来業務事業利益	23,203
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	23,203
II 事業外収益	11,648
III 事業外費用	2,570
経常利益	32,281
IV 特別利益	0
V 特別損失	375
税引前当期純利益	31,906
法人税等	8,077
当期純利益	23,829

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

## 様式 2

法人名 医療法人かわむら内科  
 所在地 長崎県北松浦郡佐々町市場免7番地1

※医療法人整理番号

財 産 目 録  
 (令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額 411,195 千円  
 2. 負 債 額 250,850 千円  
 3. 純 資 産 額 160,345 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	199,153
B 固 定 資 産	212,042
C 資 産 合 計 (A+B)	411,195
D 負 債 合 計	250,850
E 純 資 産 (C-D)	160,345

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

## 監事監査報告書

医療法人かわむら内科  
理事長 川村 純生 殿

私は、医療法人かわむら内科の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月26日

医療法人かわむら内科

監事 姫野 遼子

